

**総合事業の指定等の基準
及び
各事業所の利用者について**

福祉部介護福祉課

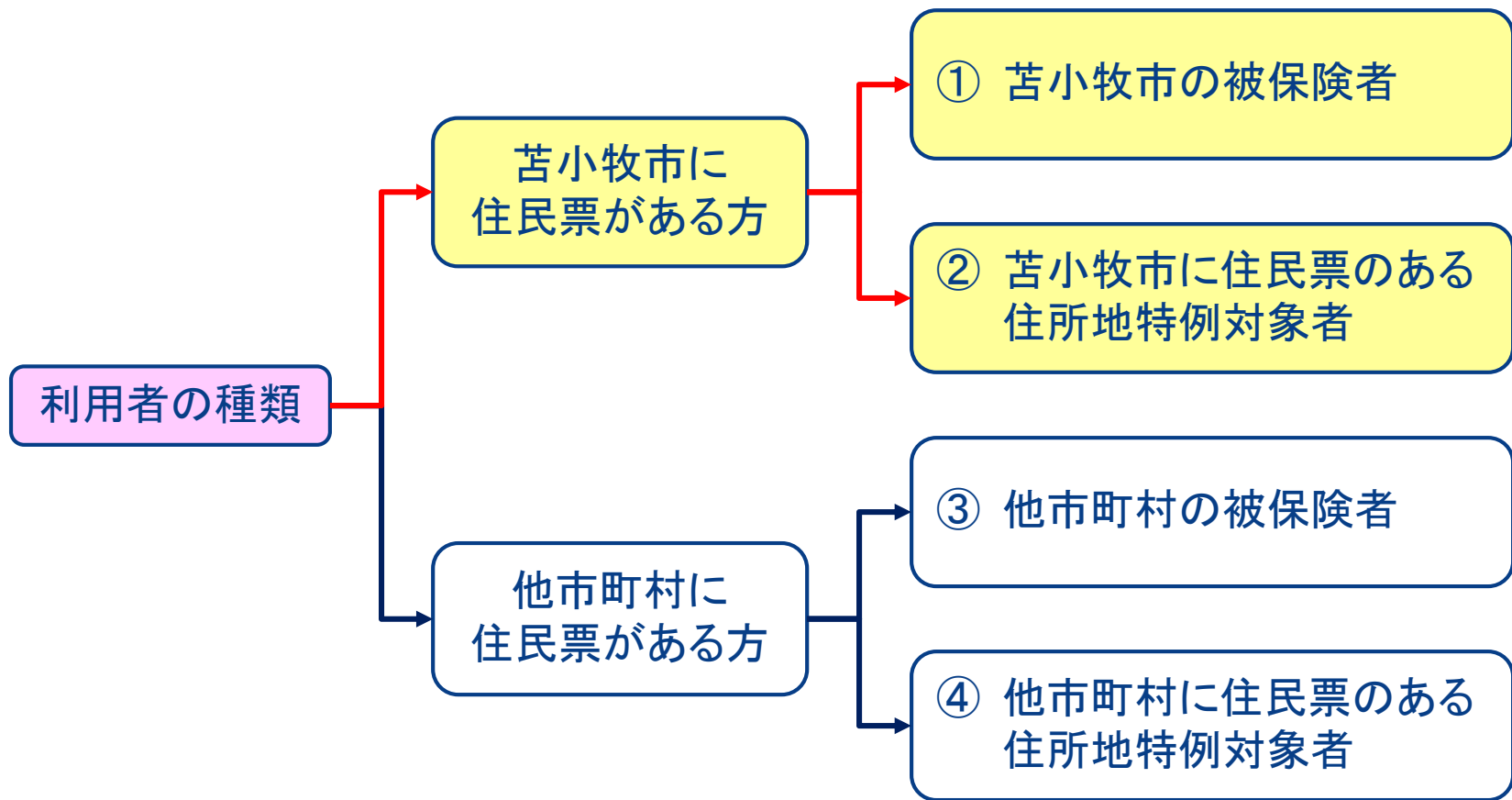
1. 指定等の基準について

現行の予防訪問(通所)介護相当の基準

旧介護予防訪問介護や旧介護予防通所介護と同一の内容を、
総合事業のサービスとして規定

⇒ 指定・人員・設備・運営基準等についても従来と同じ

2. 利用者について ①



2. 利用者について ②

サービス種別による受入可能な利用者一覧

サービス分類	サービス種別(例)	受入可能な被保険者
(1) 居宅サービス (広域型サービス)	<ul style="list-style-type: none">訪問介護通所介護	全ての被保険者
(2) 介護予防サービス (広域型サービス)	<ul style="list-style-type: none">旧介護予防訪問介護旧介護予防通所介護	全ての被保険者
(3) 地域密着型サービス	<ul style="list-style-type: none">認知症対応型通所介護地域密着型通所介護	原則 ① 苫小牧市の被保険者 ② 苫小牧市に住民票のある住所地特例対象者 ④ 他市に住民票のある住所地特例対象者
(4) 介護予防地域密着型 サービス	<ul style="list-style-type: none">介護予防認知症対応型通所介護	原則 ① 苫小牧市の被保険者 ② 苫小牧市に住民票のある住所地特例対象者 ④ 他市に住民票のある住所地特例対象者
(5) 総合事業サービス	<ul style="list-style-type: none">現行の予防訪問介護相当現行の予防通所介護相当	原則 ① 苫小牧市の被保険者 ② 苫小牧市に住民票のある住所地特例対象者

2. 利用者について ③

住所地特例(参考)

【住所地特例とは】

介護保険制度においては、原則として65歳以上の者及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者は、住所地の市町村が実施する介護保険の被保険者となります。

ただし例外として、住所地特例対象施設に入所(居)し、その施設の所在地に住所を移した者については、入所(居)前の住所地の市町村が実施する介護保険の被保険者となります。

これは、施設所在地の市町村へ財政負担が集中することを防ぐことを目的としており、この制度のことを住所地特例と呼びます。

◎住所地特例対象施設

・ 介護保険施設

⇒ 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

・ 特定施設(地域密着型特定施設を除く)

⇒ 有料老人ホーム(サービス付高齢者向け住宅を含む)、経費老人ホーム 等

・ 養護老人ホーム

※住所地特例対象者は、居住する施設が所在する市町村のサービスを受けるため、保険者である市町村が総合事業移行前であっても他市町村で総合事業を利用する場合があります。

3. 現行の予防訪問(通所)介護相当の指定及び利用者 ①

- 現在の事業所の指定状況等によって、総合事業の指定及び利用可能な利用者の流れ等が異なる
- 事業所のパターンは大きく分けて2パターン

	指定を受けた日	指定の種類		
		介護	予防	総合事業
①	<u>H27.3.31以前</u> に指定を受けている事業所 ⇒ 総合事業のみなし指定事業所	○	○	○
②	<u>H27.4.1以降</u> に指定を受けている(又は受ける予定の)事業所 ⇒ 総合事業のみなし指定を受けていない事業所	○	○	×

3. 現行の予防訪問(通所)介護相当の指定及び利用者 ②

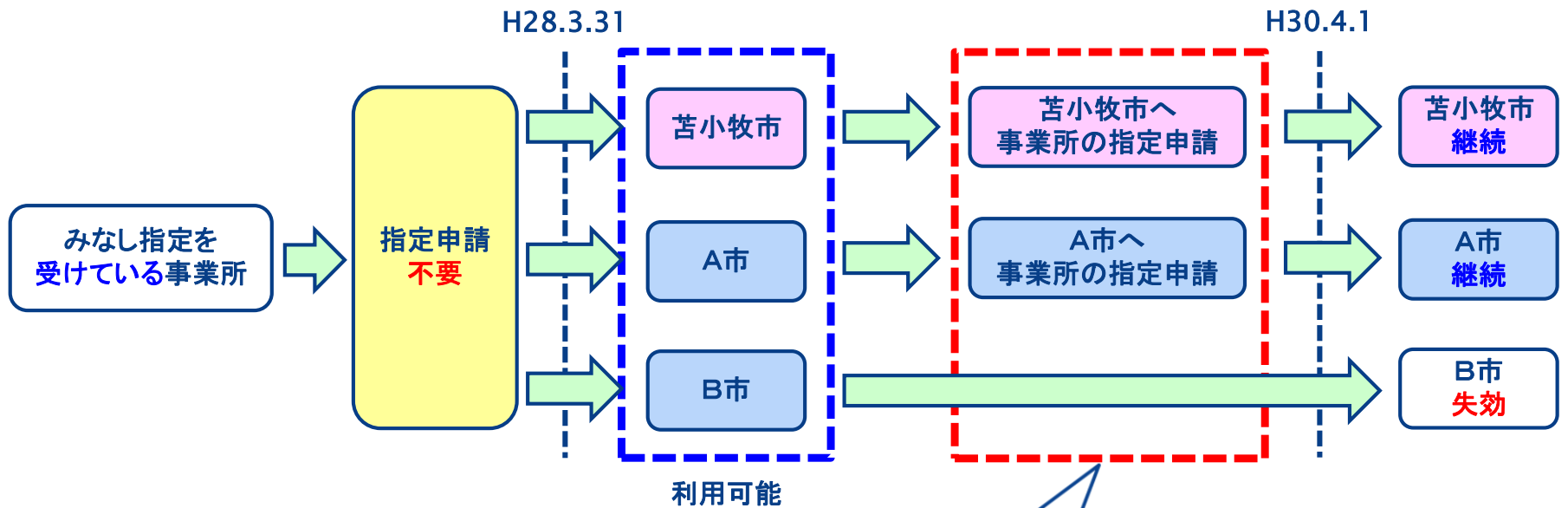
パターン① 総合事業のみなし指定事業所について

指 定	<p><u>H27.3.31以前</u>に旧予防介護の指定を受けている事業所は、総合事業の現行の予防訪問(通所)介護相当の<u>指定を受けたものとみなされる</u></p> <p>⇒ <u>新規指定の手続きは不要(総合事業のみなし指定事業所)</u></p>
利用者	<p>現行の予防の指定からの円滑な移行のため、<u>全市町村に指定の効力が及ぶ</u></p> <p>⇒ <u>他市町村に住民票のある利用者も新規指定の手続きをせずに受入れが可能</u></p>

- ただし、あくまでものみなし指定の効力は新規指定のみに限定され、かつ有効期限はH30.3.31まで
- H30.4.1以降も継続する場合は、それぞれの市町村に指定申請が必要
- ※ 現行の予防訪問(通所)介護相当のみ適用

3. 現行の予防訪問(通所)介護相当の指定及び利用者 ③

パターン① 総合事業のみなし指定事業所の流れ



他市の利用者を継続的に受入れる場合、それぞれの市に申請が必要
⇒ 申請をしない場合は、該当市の指定は失効する

- 受入れ可能な他市町村については、運営規定で定める通常の実施地域と相違がないこと
- 利用者の総合事業としての契約書や重要事項説明書等は別途必要

3. 現行の予防訪問(通所)介護相当の指定及び利用者 ④

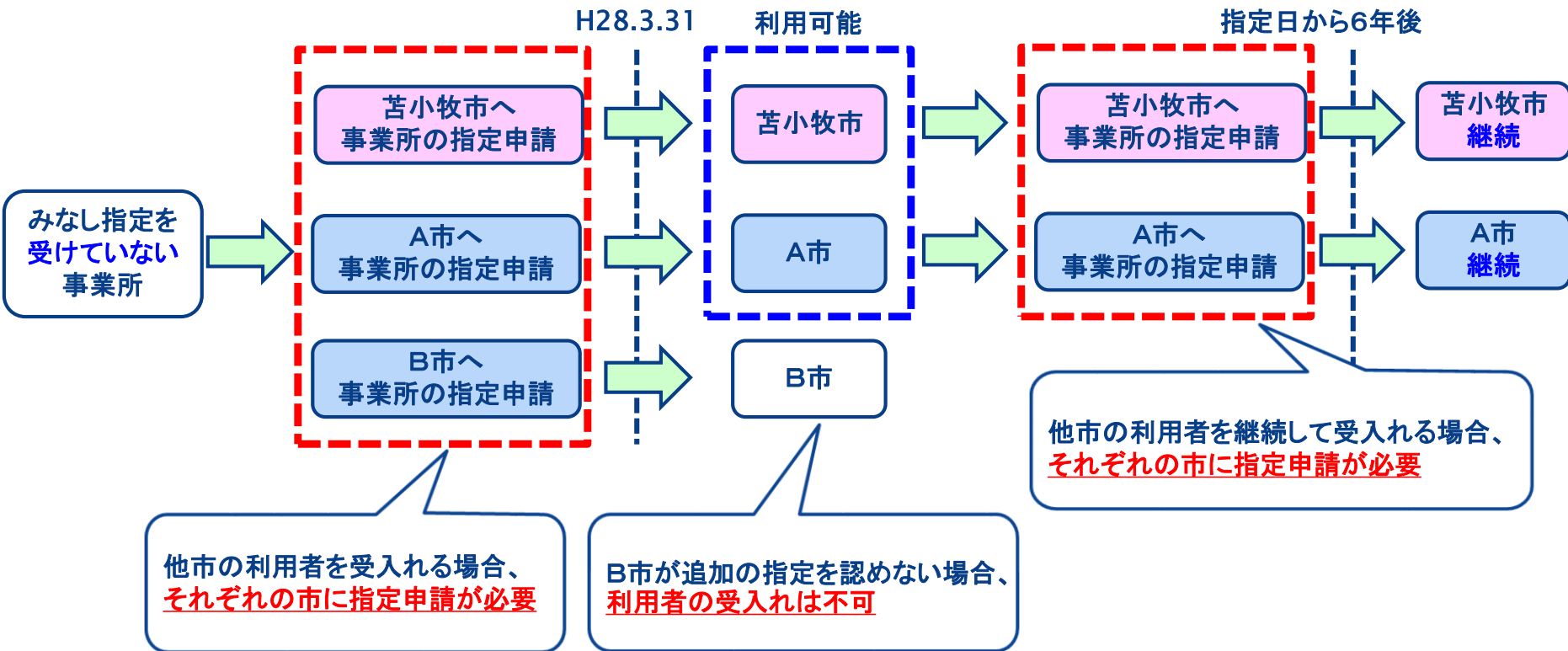
パターン② 総合事業のみなし指定を受けていない事業所について

指 定	<p><u>H27.4.1以降</u>に指定を受けている(又は受ける予定の)事業所は、総合事業の現行の予防訪問(通所)介護相当の<u>指定を受けたものとみなされない</u></p> <p>⇒ 総合事業の利用者を受入れるには、<u>新規指定の手続きが必要</u></p>
利用者	<p>みなし指定が適用されないため、指定の効力が<u>全市町村に及ばない</u></p> <p>⇒ 他市町村に住民票のある方を受け入れる場合は、<u>事前に該当市町村で指定の手続きが必要</u></p>

- 市町村によっては、みなし指定事業所以外の追加の指定を認めない場合もあるため、事前に該当市町村へ確認が必要

3. 現行の予防訪問(通所)介護相当の指定及び利用者 ⑤

パターン② 総合事業のみなし指定を受けていない事業所の流れ



- 受入れ可能な他市町村については、運営規定で定める通常の実施地域と相違がないこと
- 利用者の総合事業としての契約書や重要事項説明書等は別途必要

4. 総合事業の指定申請について

- ① 総合事業のみなし指定を受けていない事業所で、総合事業の利用者を受入れる場合は、現行の予防訪問(通所)介護相当の指定申請が必要
- ② 申請等に関する書類や詳細に関しては、本日配布済み
- ③ 申請の受付は本日より開始
- ④ 様式は各市で異なるため、必ず苫小牧市の様式を使用してください。

5. 指定の有効期限について ①

サービス種別	有効期限
介護事業所	指定を受けてから6年毎に更新
旧予防介護(通所)介護事業所	H30.3.31まで有効 H30.4.1以降は自動的に廃止
総合事業のみなし指定事業者の 現行予防訪問(通所)介護相当	H30.3.31まで有効 継続する場合は事前に指定申請が必要
総合事業のみなし指定を受けていな事業所の 現行予防訪問(通所)介護相当	指定を受けてから6年毎に更新

① H27.4～H30.3までは、介護・介護予防・総合事業の3種類が並存することになるため、事業所の指定も3種類存在

⇒ H30.4.1以降は、介護・総合事業の2種類のみ

5. 指定の有効期限について ②

パターン② 総合事業のみなし指定を受けていない事業所の流れ

